

## 入札公告

令和8年1月13日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

## 1 調達内容

## (1) 調達サービス及び数量

旭町水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その2(肥料化)〔単価契約〕

脱水ケーキ処理予定数量 1,000トン

## (2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

## (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## (5) 予定価格

落札決定後に公表

## (6) 調査基準価格

落札決定後に公表

## (7) 履行場所

広島市旭町水資源再生センター

広島市南区宇品東四丁目2番27号

## (8) 入札方法

ア 入札金額は、脱水ケーキ1トン当たりの処理単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (9) 入札区分

本件業務は、広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定めるところにより、所定の入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が次の(1)から(5)までに掲げる資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規

則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-12 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 当該入札に参加する者又は共同企業体の構成員は、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 次に掲げる事項を証明した者であること。

## ア 単体企業の場合

(ア) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に規定する汚泥を原料として生産される普通肥料のうちの汚泥肥料について登録を受けている者であること。

(イ) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第24条に規定する農林水産大臣への普通肥料の生産数量等の報告において、令和4年から令和6年までの1か年ごとの汚泥肥料の生産数量に対する払出量の割合の平均値が90%以上の者であること。

(ウ) 旭町水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を収集し、汚泥肥料化を行う施設まで運搬することにより必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

(エ) 旭町水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を用いて汚泥肥料化を行うことに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者で、かつ、当該中間処理に係る施設の処理能力が18トン/日以上のものであること。

(オ) 平成22年4月1日以降に元請負人として履行が完了した年間の汚泥肥料化処理量が500トン以上の業務の履行実績を有する者であること。

(カ) 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額の平均値が零を超えている者であること。

(キ) 法人税、社会保険料及び労働保険料を滞納していない者であること。

## イ 共同企業体の場合

(ア) 共同企業体は、収集運搬業務を分担する構成員1社以上と処分業務を分担する構成員1社以上から構成され、共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(イ) 収集運搬業務を分担する構成員は、旭町水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を収集し、汚泥肥料化を

行う施設まで運搬することにより必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

- (ウ) 処分業務を分担する構成員は、肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に規定する汚泥を原料として生産される普通肥料のうちの汚泥肥料について登録を受けている者であること。
- (エ) 処分業務を分担する構成員は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第24条に規定する農林水産大臣への普通肥料の生産数量等の報告において、令和4年から令和6年までの1か年ごとの汚泥肥料の生産数量に対する払出量の割合の平均値が90%以上の者であること。
- (オ) 処分業務を分担する構成員は、旭町水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を用いて汚泥肥料化を行うことに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者で、かつ、当該中間処理に係る施設の処理能力が18トン/日以上のものであること。
- (カ) 処分業務を分担する構成員は、平成22年4月1日以降に元請負人として履行が完了した年間の汚泥肥料化処理量が500トン以上の業務の履行実績を有する者であること。
- (キ) 処分業務を分担する構成員は、直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額の平均値が零を超えている者であること。
- (ク) 共同企業体の構成員は、法人税、社会保険料及び労働保険料を滞納していない者であること。
- (7) その他は、入札説明書による。

### 3 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「委託 一般競争入札〔WTO〕」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

#### ア 交付期間

入札公告の日から令和8年3月9日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで）

#### イ 交付場所

〒734-0003

広島市南区宇品東四丁目2番27号

広島市下水道局管理部旭町水資源再生センター

電話 082-255-4940（直通）

#### (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

#### (3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

前記(1)イに同じ。

#### (4) 共同企業体登録番号交付申請書の提出

入札に参加を希望する共同企業体は、次により、共同企業体登録番号交付申請書を提出すること。

なお、申請に基づき交付された共同企業体登録番号（業者コード）を用いて、入札参加申請及び入札の手続を行うこと。

#### ア 提出方法

共同企業体登録番号交付申請書は、後記ウの場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。また、共同企業体協定書、委任状、承諾書等の写しを添付すること。

#### イ 提出期間

##### (7) 持参する場合

入札公告の日から令和8年2月16日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

##### (イ) 郵送する場合

入札公告の日から令和8年2月16日（月）午後5時まで（必着）

#### ウ 提出場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

#### (5) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出することができる。

#### イ 入札書の提出期間等

##### (7) 電子入札システムによる場合の提出期間

##### a 初度入札

令和8年3月6日（金）の午前8時30分から午後5時まで及び同月9日（月）の午前8時30分から午後3時まで

##### b 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から令和8年3月11日（水）正午まで

##### (イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(7)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

##### (ウ) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から令和8年3月9日（月）午後3時まで（必着）

b 提出先 前記(1)イに同じ。

#### (6) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

#### (7) 入札回数

入札回数は、2回限りとする。

**(8) 開札の日時及び場所****ア 日時**

令和8年3月10日（火）午前10時（再度入札を実施する場合は、電子入札システムによる再入札通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、ファクシミリによる再入札通知書）により、再度入札に係る開札の日時を通知する。）

**イ 場所**

広島市南区宇品東四丁目2番27号

広島市旭町水資源再生センター本館3階会議室

**4 落札者の決定****(1) 落札者の決定方法**

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

**(2) 調査基準価格の有無**

有

**(3) 報告書等の提出**

落札者となるべき者で、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、原則として電子入札システムによる保留通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者は、原則としてファクシミリによる保留通知書）により通知する。

**5 その他****(1) 契約手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

**(2) 入札保証金**

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、入札保証金相当額（契約期間に係る総支払予定金額の100分の5）の損害賠償金を請求する。

**(3) 入札者に求められる義務**

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和8年3月2日（月）までに前記3(1)イの場所に提出しなけれ

ばならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

**(4) 入札の無効**

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

**(5) 契約保証金**

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

**(6) 契約書の作成の要否**

要

**(7) 入札の中止等**

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

**(8) 長期継続契約**

本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。この場合、本市は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

**(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加**

前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時ににおいて、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

**(10) その他**

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Sludge cake process No.2 (fertilizer production) at  
Asahimachi Water Resources Reclamation Center:  
1,000tons
- (2) Fulfillment period:  
From April 1, 2026 through March 31, 2027
- (3) Fulfillment place:  
Hiroshima City Asahimachi Water Resources  
Reclamation Center  
2-27 Ujinahigashi 4-chome, Minami-ku,  
Hiroshima City
- (4) Time limit for tender submission:  
3:00 PM, Monday, March 9, 2026
- (5) Contact information for the notice:  
Asahimachi Water Resources Reclamation Center,  
Management Department,  
Sewerage Bureau,  
The City of Hiroshima  
2-27 Ujinahigashi 4-chome, Minami-ku,  
Hiroshima City 734-0003 Japan  
TEL 082-255-4940